

公募型プロポーザルに係る手続開始の公示

次のとおり令和２年度九州域内誘客促進事業について、公募型プロポーザルを実施するので公示する。

令和２年１２月１６日

公益社団法人ツーリズムおおいた 会長 幸重綱二

１ 目的

コロナ禍においては、マイクロツーリズムと呼ばれる近場観光の需要が高まっている。ついでに、国の「Go Toトラベル」とあわせて、九州域内からの誘客対策として、九州域内の旅行会社や旅行代理店等の店頭キャンペーンや販売促進イベント等を通して大分県の魅力（温泉、食、自然等）を訴求する情報発信を行うことで、九州居住者におんせん県おおいたを旅行先として選んでいただくことを目的とする。

２ 契約に付する事項

（１）委 託 名 令和２年度九州域内誘客促進事業

（２）履行場所 大分県大分市高砂町２番５０号 OASIS ひろば 21 ３階

公益社団法人ツーリズムおおいた 誘致営業部国内誘致営業課

（３）履行期間 契約締結の日から令和３年３月３１日まで

ただし、キャンペーン等の実施期間は令和３年２月２８日（予定）までとする。

（４）業務概要 別紙「令和２年度九州域内誘客促進事業業務委託仕様書」による。

（５）委託限度額 13,854,800 円（消費税を含む。）

（６）著作権等

ツーリズムおおいたが契約の目的物（以下「成果物」という。）である調査データ等を加工し、ツーリズムおおいたや大分県のホームページ等に登載することを許諾すること。

成果物の著作権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属する。ただし、ツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

３ 参加資格等

（１）参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部、大分県に照会する場合があります。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

② 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

③ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと

④ 国税及び地方税を滞納していない者であること

⑤ 複数の協力企業からなる共同企業体として企画提案協議参加申込を行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア 共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として重複参加する者でないこと。

イ 共同企業体の構成員が単体企業等として重複参加する者でないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき

② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき

④ 提出書類に虚偽または不正があったとき

⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

（3）参加資格確認申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式 1）及び企画審査書類を令和 2 年 12 月 25 日（金）12 時までに提出すること（FAX 可。その場合は必ずただちに電話にて申込書の着信を確認すること）

なお、企画審査書類は、次に定めるとおりとし、提出にあたっては、持参または簡易書留郵便とすること。

① 資格審査書類（1 部提出。A 4 サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2 穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステーブルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式 2）

イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

ウ 過去の類似業務の実績を証する書類（別紙様式 3）

（4）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、企画書提出期限の令和2年12月25日(金)12時までに「辞退届」(別紙様式4)を提出すること。

4 説明会 実施しない

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式5)にて行うものとし、質問書はE-mailまたはFAXで提出すること。件名は「令和2年度九州域内誘客促進事業業務委託に関する質問」とすること。なお、必ず電話にて質問書の着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

① 提出期限 令和2年12月22日(火)15時まで

② 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば21 3階
公益社団法人 ツーリズムおおいた 誘致営業部 国内誘致営業課
FAX 097-536-6251 E-mail sato@we-love-oita.or.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、随時、ホームページにて公表する(最終回答は12月24日(木)予定)。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

6 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を10部作成し、提出期限((2)提出期限及び提出先を参照)までに提出すること。

A4サイズ(片面印刷)。白黒、カラーは問わない。

(ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること)

(1) 提出書類

① 表紙(様式自由:A4版)

・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先(E-mail含む)を明記すること。

② 企画提案書(様式自由:A4版)

・企画提案の提出は1社1案とする。

③ 協力企業一覧表(様式自由:A4版)

・業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。なお、協力企業が地場企業(大分県内に本店を有する企業)の場合で、地場企業の企画力の向上を図る取り組みがあれば、その内容を記載すること。

④ 業務実施体制表(様式自由)

・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。

⑤ 企業組織の概要(様式自由)

⑥ 同様の事業実施実績(様式自由)

⑦ 見積書（様式自由）

- ・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

（２）提出期限及び提出先

① 提出期限 令和２年１２月２５日（金）１２時（必着）

② 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町２番５０号 OASIS ひろば 21 ３階

公益社団法人ツーリズムおおいた 国内誘致営業課 担当：佐藤

（３）提出方法

- ① 持参又は郵送するとともに、Email等にてデータを提出すること。
- ② 郵送の場合は、簡易書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ③ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前９時から午後５時（正午から午後１時までの間を除く）に提出先に持参すること。

７ 審査の実施

審査は企画提案書をもとに、審査委員会を設置し、令和２年１２月２８日（月）に審査を行う。審査結果については、文書で提案者に通知する。審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

（１）審査の基準

提案された企画は次の項目により審査します

項目	内容
１ 基本事項	
コンセプト	・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか ・大分の魅力を発信し、誘客につなげたいという熱意を感じ取れるか
経験等	・今までの類似業務の実績等により、実行力を説明できているか
見積金額	・見積金額は妥当な金額か
２ 企画内容	
企画構成	・媒体やタイミング、連動性など、効果的なキャンペーンになっているか
魅力の PR	・大分の魅力を十分に PR できる内容となっているか ・発信にあたり工夫がなされているか。
誘客	・最終目的である誘客につながるための企画、工夫がなされているか
その他	・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 ・大分県の地場の企業を採用しているか。
３ 業務管理体制	
実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか。
業務企画・作業工程	・作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。

(2) 審査及び結果通知

① 提案者が多数の場合

応募者多数の場合は、別途定める審査委員会にて予備審査を行うことができ、プレゼンテーションを行う者を3者程度に選定することがある。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にFAX及びE-mailにて通知する。なお予備審査は書面にて行う。

② 提案者が1者の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

③ 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

④ 審査方法：15分以内のプレゼンテーション、15分以内の質疑応答を実施した後、審査委員会にて審査を行う。

⑤ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

⑥ 最も高い評価点を獲得した提案者が複数ある場合は、審査委員会の合議による優劣の比較を行い、委託候補者を選定する。

⑦ 審査結果は、令和3年1月5日（火）を目処に文書及びE-mailにより通知する。

⑧ 委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

8 その他

(1) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。

(5) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば2 1 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた 佐藤
TEL:097-536-6250 FAX:097-536-6251